

賠償責任補償共済

お客さまと理

容店のためのきめ細やかな補償

加入資格

組合員のみ加入できます。

加入日

毎月1日に加入できます。

補償期間

補償期間は1年間(7月1日午後4時～翌年7月1日午後4時)です。(中途加入された場合も、補償期間は7月1日までとなります。)(毎年掛金の払込みをもって自動的に更新します。)

※新規加入の場合は、午前0時となります。

掛金(年額) 掛捨て

組合全員加入の場合	1,300円
個人加入の場合	1,400円

※組合全員加入とは、7月1日現在における組合員(組合単位)の95%以上が、本制度に加入している場合です。

※掛金は本制度の運営事務費(全員加入の場合400円、個人加入の場合500円)および保険料で構成されています。

補償内容

1. 被害者に対して支払う損害賠償金

治療費、文書料、慰謝料、修理費、代替品購入費、クリーニング代などが対象となります。

2. 損害の防止・軽減に必要な費用

応急手当費用、病院への搬送費用など

3. 争訟費用

争訟費用(弁護士費用など)は、すべて事前に損保ジャパン日本興亜の承認が必要です。訴訟、仲裁、和解、調停となる場合、またそれらが予想される場合は速やかにご報告ください。

補償限度額

対人事故 (身体賠償事故)	1名につき	3,000万円
	1事故につき	6,000万円
対物事故 (財物賠償事故)	1事故につき	300万円
現金盗難	1事故につき	1万円

自己負担額(免責金額)なし

もし事故が起きたら

■事故の状況に応じて、被害者への応急手当を行ったり、また病院へ搬送するなど適切な対応をお取りください。

①なお、この段階でお客さまから示談金の意味で現金を要求される場合がありますが、絶対に現金は支払わないでください。

②補償額が決定する前に示談しますと、全額補償されない場合がありますので、補償額が決定してから示談してください。

③もし脅迫や営業妨害されるなど、危険が生じたらただちに警察および支部・組合に連絡してください。

■事故が発生したら、速やかに支部・組合へ事故の状況を報告してください。

■対人事故の場合は、内容によっては被害が大きく賠償額も大きくなる場合がありますので特にご注意ください。

■事故報告書(所定用紙)には、事故の状況を詳細にご記入ください。

補償の対象となる主な事故例(理容店側の不注意(過失)による事故が原因となるもの)

理容店の業務を原因とする事故

施術中に誤って顧客にケガや火傷をさせたり、衣類等を汚したとき。



エステ(BBエステティック)中に不注意により、顧客の顔面や身体に皮膚炎を起こしたり、損傷したとき。



顔そり後、化粧品や薬液等の使用により顧客の顔面や身体に皮膚炎を起こしたり、損傷したとき。



訪問理容業務(施術)中に誤って顧客にケガや火傷をさせたり、衣類等を汚したとき。



理容店の設備に起因した事故

サインポールや看板をきちんと設置していなかったために、倒れたりして第三者にケガをさせたとき。



床が濡れてすべりやすい状態であることを放置していたため、顧客等が転んでケガをしたとき。



店内の設備(器具ケース、ショーケース、棚等)がきちんと管理されていないために倒れたり、落下したりして顧客がケガをしたとき。



顧客より預かった現金、受託物の事故

顧客より預かった携帯品(メガネ、傘、衣類等)の盗難、紛失、き損および現金(1事故1万円、補償期間中500万円限度)が盗難にあったとき。



■対物事故の被害品が回収されない場合は、補償額が減額されることがありますので、被害品は必ず回収してください。メガネレンズの破損についても、必ず理容店および組合で、被害品を保管してください。



※上記以外に理容店側の過失がない場合でも、顧客が店舗内でケガをしたり、ケガが原因で死亡した場合に治療見舞金や死亡見舞金を支払います。

※損保ジャパン日本興亜が理容店の方に代って、直接お客様と示談交渉することは、弁護士法で禁じられています。

補償の対象とならない主な事故例

- 加入者(店主)、またはその代理人および使用人(従業員)の故意による事故
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(テロ行為を除きます。)
- 地震、噴火、洪水、津波、またはこれらに類似の自然現象による事故
- 同居の親族、使用人(従業員)に対する事故
- 施設の建設、改築、修理等の工事に起因する事故
- 理容店の所有、使用、もしくは管理する自動車に起因する事故
- 給排水管、暖房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出、またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出に起因する対物事故
- 有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗難に起因する事故(ただし、時価額5万円以下のアクセサリー類については補償します。)
- 自動車、バイクの盗難事故(その付属品、車内等の荷物の盗難も不可)
- 店主および店主使用人が顧客の自動車を移動中の事故
- 専用駐車場等でない間に発生した自動車、車両または自転車の盗難、紛失、および破損した事故
- 仕上がり不良(毛髪、髪型、毛染の色、眉毛、口ひげの剃り落とし等)に起因する事故
- まつ毛パーマに起因する事故
- 連合会が定める所定の研修を修了していない者が行うBBエステ業務に起因する事故
- BBエステの結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- 脱毛行為(鼻毛ワックス脱毛含む)に起因する事故

など

訪問理容中に起こる事故とお支払い可否のガイドライン

有責・無責かは理容業務中が否かで決まります。

可 のとき

病院・福祉施設・自宅など

・施術中の対人事故

※第三者であれば顧客・付添者を問わず

・施術中に椅子から洗面台へ移動する時の補助の不注意による対人事故

※理容業務中と判断

・理容業務中に床をヘアダイで汚損した対物事故

※理容業務中の不注意と判断

・預かった顧客の財物(眼鏡など)に対する賠償事故

※受託者賠償

・車椅子のお客さまを理容施術のため別部屋へ移動する時の、不注意による対人事故

・エレベーターで移動中の不注意による対人・対物事故

不可 のとき

自動車で搬送 身障者を自動車で搬送中の対人事故

海外 海外の訪問理容における事故

※本共済は特約引受会社である損保ジャパン日本興亜の賠償責任保険の支払いをもって共済給付とするもので、保険約款に基づいて給付金をお支払いします。本パンフレットは当該保険契約の内容説明を兼ねており、この場合共済制度は賠償責任保険と読み替えます。